

(仮称) 下北ウインドファーム事業に係る  
環境影響評価方法書についての  
意見の概要と事業者の見解

令和 7 年 12 月

コスモエコパワー株式会社

## 目 次

第 1 章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧 .....	1
1.1 環境影響評価方法書の公告及び縦覧 .....	1
(1) 公告の日 .....	1
(2) 公告の方法 .....	1
(3) 縦覧場所 .....	1
(4) 縦覧期間 .....	2
(5) 縦覧者数 .....	2
1.2 環境影響評価方法書についての説明会の開催 .....	3
(1) 開催日時 .....	3
(2) 開催場所 .....	3
(3) 来場者数 .....	3
1.3 環境影響評価方法書についての意見の把握 .....	3
(1) 意見書の提出期間 .....	3
(2) 意見書の提出方法 .....	3
(3) 意見書の提出状況 .....	3
第 2 章 環境影響評価方法書の環境保全の見地からの意見の概要と事業者の見解 .....	4

# 第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

## 1.1 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第7条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地からの意見を求めるため、環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）を作成した旨及びその他事項を公告し、方法書及びその要約書を公告の日から起算して1月間以上縦覧に供した。

### (1) 公告の日

令和7年10月15日（水）

### (2) 公告の方法

#### ①日刊新聞紙による公告

下記日刊紙に「公告」を掲載した（別紙1）。

- ・令和7年10月15日（水）付 東奥日報

#### ②インターネットによるお知らせ

令和7年10月15日（水）から、下記のウェブサイトに掲載した。

- ・コスモエコパワー株式会社 ホームページ（別紙2）

<https://cosmo.eco-power.co.jp/news/150.php>

#### ③自治体広報誌への掲載

対象事業実施区域周辺地域の方へ配慮し、東通村及びむつ市の広報誌へ縦覧及び住民説明会の開催について掲載ご協力いただいた。また、東通村、むつ市及び青森県のホームページに、上記縦覧ページへのリンクを掲載いただいた。（別紙3）

### (3) 縦覧場所

関係自治体庁舎の計2箇所において縦覧を行った。また、インターネットによる電子縦覧を行った。

#### ①関係自治体庁舎での縦覧

- ・東通村役場 2階 企画課

青森県下北郡東通村大字砂子又字沢内 5-34

- ・むつ市役所環境政策課

青森県むつ市中央一丁目8番1号

#### ②インターネットの利用による縦覧

- ・コスモエコパワー株式会社 ホームページ（別紙3）

<https://cosmo.eco-power.co.jp/news/150.php>

#### (4) 縦覧期間

- ・縦覧期間：令和7年10月16日（水）から令和7年11月17日（月）まで  
(土・日曜日、祝日を除く開庁時)
- ・縦覧時間：各庁舎の開館時間に準じた。また、インターネットによる電子縦覧については、上記の期間、終日アクセス可能な状態とした。

#### (5) 縦覧者数

関係自治体庁舎での縦覧者数は1人（東通村1名、むつ市0名）であった。

## 1.2 環境影響評価方法書についての説明会の開催

環境影響評価法第7条の2の規定に基づき、方法書の記載事項を周知するための説明会を開催した。

開催場所及び開催日時等は以下のとおりである。

### (1) 開催日時

①東通村：令和7年11月16日（日） 13時～15時

②むつ市：令和7年11月8日（土） 13時30分～15時30分

### (2) 開催場所

①東通村：東通村体育館 3階 研修室

②むつ市：むつ市中央公民館奥内分館

### (3) 来場者数

①東通村：2名

②むつ市：6名

## 1.3 環境影響評価方法書についての意見の把握

「環境影響評価法」第8条の規定に基づき、環境の保全の見地から意見を有する者の意見の提出を受け付けた（別紙4）。

### (1) 意見書の提出期間

令和7年10月15日（水）から令和7年12月1日（月）まで

（郵送の受付は当日消印まで有効とした。）

### (2) 意見書の提出方法

環境保全の見地からの意見について、以下の方法により受け付けた。

- ・縦覧場所に設置した意見書箱への書面の投函
- ・コスモエコパワー株式会社への書面の郵送
- ・コスモエコパワー株式会社へのメールでの送付

### (3) 意見書の提出状況

意見書の提出は4通、意見総数は15件であった。

## 第2章 環境影響評価方法書の環境保全の見地からの意見の概要と事業者の見解

「環境影響評価法」第8条の規定に基づく環境影響評価方法書について、受け付けた意見書は4通、意見は15件であった。方法書についての意見の概要並びにこれに対する事業者の見解は、次のとおりである。なお、意見は全て原文の表現のままで記載した。

### 環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

青森県むつ市在住 A氏

No.	意見の概要	事業者の見解
1	<p>事業区域 2,877.2ha 200,000kW 4,000～5,000 40基発電敷地？</p> <p>この様に広大な面積の森林伐採が行われると雨水線状降水帯が各地で発達が見られますこの地域でも昭和48年9月に2日間で600mm/h程度の降水の発生があり東通、むつ市では水害が発生いたしました。それまでの降水基準を大幅に越えております又今後共森林の保水と対策は十分な方法はどの様な物でありますか？</p> <p>現状の山岳は200～300m程度の地帯であり土砂流出災害の発生は少ない場所であります、現在の規格等では疑問があります。</p>	今後、現地調査を実施し地質及び地形状況を把握し、それらに基づき安全に留意し事業計画を検討いたします。また、国が定める許認可基準を踏まえて、適切に設計を行います。
2	<p>又森林の生育には30年以上の年月が必要となります又それだけの生育をさせると風力発電との協業と相反する方向となりましょう。</p> <p>その様な対応はいかがな対応が可能となりえる物でありますか？</p>	今後、現地調査、予測及び評価を実施し、その結果を踏まえ、実行可能な範囲で伐採範囲の低減に努めます。
3	<p>もう一方野生動物、野鳥等も現在の国の基準で進める事となりましょうか。</p> <p>現基準で何な物件の問題としてとらいる。将来的には発生の可能な点は森林による食物性プランクトの養生は現在は問題とはしていません。この下北地区は3面海洋であり水産資源が日本一豊かな場所であり、漁業者地元民共ども多きく関わっております。今後の大きなカダイと考える次第です。</p>	<p>動物、野鳥等に関する予測及び評価については、国、行政及び関係自治体が定めている法及び条例等との整合を図ります。</p> <p>また、地域の情報に詳しい専門家にヒアリングを実施しながら環境保全措置を検討し、必要に応じて地元関係者等とも会話をしながら合意形成に努めます。</p>
4	<p>当方はこの地域で生まれ一土木技術屋であります少しあ基準を越えた方策も必要な時期と見られます。私も多少提案出来る案も有りますので機会がありましたら談話もと思って一筆とりました。</p>	貴重なご意見を頂きありがとうございます。今後も環境影響評価等に基づく住民説明会を開催し、地域の皆さまとの対話の機会を設けたいと存じますので、引き続きご意見を頂けますと幸いです。

## 環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

匿名 B 氏

No.	意見の概要	事業者の見解
5	<p>底生生物の「重要な種」と位置付けられているキタホウネンエビについて、表 4.3.3-7(3)において、事業実施想定区域に主な生息環境が存在しないことから、影響はほとんどない旨が指摘されている。これは、表 4.3.3-4(6)において同種の生息環境を「海岸林」としているためと思われる。しかし、同種の生息域については、専門家へのヒアリング等を行い確認すべきである。事業区域が隣接する(仮称)むつ風力発電事業でも山中まで同種に対する調査が計画されており、「海岸林」という捉え方では生息域の認識が不十分と思われる。</p>	<p>貴重な情報ありがとうございます。今後、キタホウネンエビも視野に現地調査を実施し、専門家に助言を求めるながら環境影響の回避・低減に努めます。</p>

## 環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

福島県福島市在住 C 氏

No.	意見の概要	事業者の見解
6	<p>風車後流による生態系の搅乱の恐れ及び住環境破壊の恐れ、景観悪化による住環境破壊の恐れ、土砂災害の恐れがあることから、本事業の撤回を求めます。</p>	<p>今後、調査、予測及び評価を実施し、実行可能な範囲で環境影響の回避・低減に努めます。また、付近の住環境の安全にも留意しながら事業計画を検討いたします。</p>
7	<p>■風車後流 (wake)</p> <p>風車後流とは、風車後方の気流のことです。一般に風車前方の一定の気流に対して、風車後方では乱流が発生します。風車後方で発生する乱流の視覚的なイメージは、Horns rev 1 offshore wind farm で撮影された写真が有名です。この写真は、海上に発生した霧が風車後方で乱れている様子を見事に捉えています。検索エンジンで horns rev wake をキーワードにして検索すれば見ることができます。当時の気象状況等から発生メカニズムを調査した論文も発表されています<sup>1)</sup>。また、風車後流のコンピュータシミュレーションは YouTube で wind turbine wake で検索すれば見ることができます。</p> <p>風車後流に関しては、風下の風車に対して発電量低下や疲労加重の増加をもたらすことから、風車の設置間隔を最適にするための研究が多くなされています。それらの研究によれば、風車間隔は一般に主流方向に 10D、横方向に 3D が望ましいとされています(D:ローター直径) [例えば<sup>2)</sup>]。それでは、人間や動物に対する影響はどうなのでしょうか。乱流が発生するということは、風車後方では複雑な気圧の変化が存在するはずです。この方面的研究はまだ十分になされていないようです。本事業の風車のローター直径(D)は 130~160m 程度です [方法書表 2.2.5-1]。従って風車から 2km の範囲は風車後流の影響を強く受けると考えます。</p> <p>風車設置想定範囲から最寄りの住宅等までの最短距離は 670m です [方法書 p. 3-124]。近すぎます。また、風車設置想定範囲から 2km の範囲には多くの住宅等があります [方法書 図 3.2.5-2]。準備書では 0~500m、500~1,000m のように 500m 単位で区切って住宅等の戸数を示してください。</p>	<p>貴重な情報を頂きありがとうございます。頂いた情報を基に、今後事業計画を進めます。また、準備書以降の図書において、周辺の住居等の位置関係や影響を受ける戸数などが分かるよう工夫いたします。</p>

8	<p>対象事業実施区域及びその周辺には猿ヶ森鳥獣保護区を含む重要な自然環境のまとまりの場があり [方法書図3.1.5-9(3)]、鳥類の重要な種の生息地として35種104種が挙げられています [方法書 p.3-48]。風車後流による気流の乱れは、鳥類の飛翔に直接的な影響を与え、ひいては営巣地の放棄につながる可能性が高いと考えます。</p> <p>この自然環境のまとまりの場は地域の生態系ネットワークの重要な構成要素です。生態系を構成する野生生物がその種を適切に後世に継承していくためには、生態系自体が適度な広がりを持ちなおかつ他の生態系と適度に近接あるいは連続している必要があります。</p> <p>風車後流が動物相に与える影響についての知見の蓄積は不十分であり、精度の高いモデルが存在しません。現行の環境影響評価制度では、風車後流が動物相に与える影響を評価していません。この場所に風車を配置すれば、生態系ネットワークを分断し、生態系を搅乱する可能性が非常に高いと考えます。</p> <p>1) "Wind Farm Wake: The Horns Rev Photo Case" , Charlotte Bay Hasager, Leif Rasmussen, Alfredo Peria, Leo E. Jensen and Pierre-Elouan Rethore, <a href="https://www.researchgate.net/publication/236011431_Wind_Farm_Wake_The_Horns_Rev_Photo_Case">https://www.researchgate.net/publication/236011431_Wind_Farm_Wake_The_Horns_Rev_Photo_Case</a></p> <p>2) 「港湾における風力発電について一港湾の管理運営との共生のためのマニュアルーver.1」平成24年6月国土交通省港湾局環境省地球環境局 <a href="https://www.mlit.go.jp/common/000216101.pdf">https://www.mlit.go.jp/common/000216101.pdf</a></p>	<p>今後、希少猛禽類の行動圏解析や生態系に係る環境の解析を進め、専門家の助言を求めるながら必要に応じて環境保全措置を検討し、実行可能な範囲で環境影響の回避・低減に努めます。</p>
9	<p>■谷埋め盛土</p> <p>対象事業実施区域内で残土を処分する場合、谷筋を埋めて土捨て場を作ることは絶対にやめてください。</p> <p>谷地形は、地下水位が浅く、雨水が集まりやすい場所であるため、もともと地下水が豊富な条件下にあります。そのため、法令に則って排水設備が設置され、地山の段切り、盛土の締め固めがなされると思います。しかし、仮に湧水点を全て網羅するような排水設備が設計施工されたとしても、これらの設備が設計時の計算通り機能し続けることはありえないことだと思います。これらの設備は地震、融雪、豪雨のたびに傷みます。水は弱いところを突いて侵食します。まさに、蟻の一穴から大規模な崩壊へと繋がります。供用期間中は定期的に点検が行われ、傷んだ箇所は補修されるかと思います。しかし、簡単には補修できない箇所もあります。例えば地下深く埋設される暗渠排水管が壊れたり詰まつたりして機能しなくなったりした場合、どのように補修されるのでしょうか。</p> <p>さらに、これらの排水設備は供用期間終了後も機能し続けなければなりません。盛土の安定を保つために必要不可欠な設備だからです。これらの設備が永遠に機能し続けることなどあり得ません。供用期間終了後は、誰の責任で、誰の費用負担で補修するのでしょうか。明確な解答を求めます。</p> <p>地山にとって盛土は堆積土砂と同じですから、ガリー（谷状の溝）を形成して少しづつ流出するか、大雨や地震が誘因となって大規模に流出するかです。大規模な谷埋め盛土が少しづつ侵食されていく様子はとても不気味なものです3)。</p> <p>3) 倒木 えぐれた斜面…海堀正博広島大防災 減災研究センター長「盛り土全体早く調査を」（中国新聞） <a href="https://youtu.be/kCKY9i-WktI?si=fS-rmDainmRpabnz">https://youtu.be/kCKY9i-WktI?si=fS-rmDainmRpabnz</a></p>	<p>貴重な情報を頂きありがとうございます。残土処分の方法につきましては、現地調査を実施し地質及び地形状況を把握し、関係法令に則り適切な処理方法を検討いたします。施工期間から供用後の必要な期間にわたり、安全を確保するための合理的な維持管理について、関係機関と協議し、事業者として責任をもって適切な対応を検討いたします。</p>

10	<p>■景観</p> <p>「囲饒景観」を考慮して眺望点を選んでください。「囲饒景観」とはそこに住む住民が日常的に眺める身の回りの景観のことです。例えば、住居や職場から見える山並みは、観光資源としての価値はなくとも、そこに暮らす住民にとっては固有の価値があります。経済産業省の「発電所に係る環境影響評価の手引」4)から以下に引用します。</p> <p>一調査すべき情報について</p> <p>イ主要な眺望点</p> <p>主要な眺望点とは、調査地域内に存在する不特定かつ多数の者が利用している場所及び地域住民が日常生活上慣れ親しんでいる場所のうち、発電所を臨むことができる場所とし、土取場、土捨場等の地形改変場所が景観資源である場合はこれらを望むことができる場所も含む。</p> <p>以上で引用は終わりです。アンダーラインは私が引きました。表 4.3.6-4 の「主要な眺望点」は「地域住民が日常生活上慣れ親しんでいる場所」を選ぶという視点を欠いています。対象事業実施区域の周辺にある集落の住民にとっては、故郷の山の稜線に風車が立ち並ぶことになります。</p> <p>また、他事業の環境影響評価図書において、調査結果として「植生に阻まれて視認できない」とか「建物に阻まれて視認できない」といった評価がなされている場合でも、実際には少し離れた別の場所から見ると、植生や建物に邪魔されることなく視認できる事例が散見されます；そのようなことがないように、まわりを探索して最もよく視認できる場所を選んでください。住民にアンケートを取って最もよく見える場所を選定するなど、住民の意見を反映する方法を工夫してください。</p> <p>風車が稜線に配置される場合は、垂直視野角ではなく、仰角を考慮すべきと考えます。小田野沢、上田代、下田代、猿ヶ森といった海側の集落から見ると、段丘崖の上にその段丘崖の高さを上回る風車が立ち並ぶことになり、景観の悪化が際立つことになると考えます。表 4.3.6-3 には仰角を追加してください。また、表 4.3.6-4 の出典である「景観対策ガイドライン（案）」は、鉄塔の基準（UHV 送電特別委員会環境部会立地分科会昭和 56 年）を流用したものであり、実際の視覚的效果を過小評価するものです。風車の場合、ブレードが描く円盤の大きさ、回転の視覚的效果、風車群のクラスターとしての視覚的效果が支配的です。</p> <p>4) 令和 6 年 2 月「発電所に係る環境影響評価の手引」経済産業省産業保安グループ電力安全課</p>	<p>対象事業実施区域周辺の身近な景観として、各地域の代表地点において調査地点を設定しております。また、現地において景観調査を実施する際には、植生や建築物等の配置も考慮し、最大の影響が確認出来る地点を選定します。選定においては、関係自治体に確認のうえ、要望により恐山展望台を調査地点に追加しております。</p> <p>当該方法書の内容については、説明会を実施し、意見を伺っております。また、今後も必要に応じて住民等と会話を進めながら合意形成に努めます。</p> <p>予測においては、垂直視野角だけでなく水平視野角も表示し、様々な始点から評価出来るよう工夫します。</p>
11	<p>・他事業との累積的効果</p> <p>本事業は周囲の他事業との累積的効果が非常に大きいと考えます〔方法書図 2.2.7-1〕。特に、対象事業実施区域と重なるか隣接する、ユーラス小田野沢ウインドファーム、小田野 II ウインドファーム、（仮称）小田野 m 風力発電事業、（仮称）冷水峠風力発電事業、（仮称）東通村陸上風力発電事業、（仮称）野牛ウインドファーム事業、（仮称）むつ風力発電事業、（仮称）東通白糠風力発電事業、下北風力発電事業の影響は大きいと考えます。騒音、低周波音、超低周波音、風車の影の評価に当たっては、これらの発電所がフル稼働している場合と全く稼働していない場合を分けて評価してください。景観に関しては、他事業の風車も考慮して評価してください。</p> <p>なお、図 2.2.7-1 は混み合っていて見づらいので拡大した図を追加してください。例えば、（仮称）蒲野沢ウインドファーム、小田野 II ウインドファーム、（仮称）冷水峠風力発電事業はどこにありますか。この図から特定するのは困難です。</p>	<p>累積的影響については、今後得られた情報を基に可能な範囲で実施します。発電所の稼働条件については、基本的に最大影響を評価する目的から、全ての発電機が稼働している条件で予測を行う方針です。</p> <p>図面については、今後の図書において工夫し、見やすい図書の作成に努めます。</p>

## 環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

千葉県夷隅郡御宿町 D 氏

No.	意見の概要	事業者の見解
12	①p17, 18 切土盛土の緑化でなく伐採量と同量のの植林をし、20年後の森林を設計してください。 ヒバやブナの木に適した地域です。 将来によい遺産となるよう長期的な維持管理をしてください。	植林につきましては、地域の森林整備計画等にも配慮し、関係自治体の皆さんと協議の上で検討いたします。
13	②p25, 26 近隣に数百基の風車が林立します。 高所対応の消防車やヘリを配備し火災時の災害を最小限にできる体制を自治体とともに装備することが環境保全の対策になると思います。	関係自治体の皆さんと協議し、安全体制の確保及び環境保全措置を検討いたします。
14	③P73 海鷺類の渡りルートで鳥獣保護区に近接しています。 飛翔する時期に回転数を落とすなど具体的な対策を実施し、鳥類の保護から生態系の維持と発展をめざしてください。	海ワシ類について、現地調査を進め、専門家の助言を含め具体的な環境保全措置を検討
15	④page212 0~2km 内に住宅や学校・公共施設が多数あります。 これは人身事故の発生前に計画されていると思いますが、羽の先端の速度は時速200kmを超し部品の飛散は400mを超しますので、風水害や故障時に事故とならないよう配置と対策をしてください。 以上よろしくお願ひします。	ブレード破損等の故障に対しては、国が定める風力発電設備に対する技術基準を踏まえ、適切に設計をいたします。また、住宅や公共施設に対しては、適切な離隔距離を考慮し風車配置を検討いたします。

## ○日刊新聞紙における公告

東奥日報 日刊紙 [令和7年10月15日(水)]

<p>風力発電事業に係る環境影響評価方法書の公表のお知らせ 「環境影響評価法」に基づき、「(仮称)下北ワンドファーム 事業に係る環境影響評価方法書」を作成しましたので、次のとおり 公示いたします。</p>	
<p>【事業者の名称】コスモエコパワー株式会社</p>	
<p>【代表者の氏名】代表取締役社長 野倉 実章</p>	
<p>【事務所の所在地】東京都品川区大崎一の六の一 TOC大崎ビルディング</p>	
<p>【対象事業の名称】(仮称)下北ワンドファーム事業</p>	
<p>▽種類 風力(陸上)</p>	
<p>▽規模 出力 最大二十万キロワット</p>	
<p>【対象事業実施区域】青森県むつ市及び下北郡東通村</p>	
<p>【関係地区的範囲】青森県むつ市及び下北郡東通村</p>	
<p>【公表の方法及び期間】</p>	
<p>▽場所 むつ市役所環境政策課</p>	
<p>… 東通村役場階 企画課</p>	
<p>(下北郡東通村大字砂子又字沢内五番三四号) (むつ市中央一丁目八番一号)</p>	
<p>▽時間 各所の開館時間に準じます。</p>	
<p>【その他】方法書及び約書の電子版は、弊社ホームページからも 閲覧になります。 <a href="https://cosmo-elec-power.co.jp/area/150.php">https://cosmo-elec-power.co.jp/area/150.php</a></p>	
<p>【意見書の提出】</p>	
<p>環境影響公聴会の見地からの意見をお持の方は書面に住所、 氏名(意見の理由を含む)を記入の上、公表場所に 所に備え付けの意見書箱に投函いたしか、令和七年十一月 一〇日(月)までに問い合わせ先へ郵送(意見書様式は 右記本ページ内環境影響評価方法書に対する意見書 の提出について)を参照)いただけますと幸いです(当日 消印有効)。</p>	
<p>【説明会】</p>	
<p>以下の日程で、方法書に関する説明会を開催いたします。</p>	
<p>むつ市・むつ市中央公民館奥内分館 令和七年十一月八日 (土)、十三時三十分～十五時三十分</p>	
<p>東通村・東通村体育館三階 研修室 令和七年十一月十 六日(日)、十三時～十五時</p>	
<p>【問い合わせ先】</p>	
<p>コスモエコパワー株式会社 事業開発部二部 開発五グループ 下北担当 〒一四一-一〇〇三 東京都品川区大崎一の六の一 TOC大崎ビルディング TEL:03-3154-8718-56 FAX:03-3154-8718-570 <a href="mailto:https://cosmo-elec-power.co.jp/">https://cosmo-elec-power.co.jp/</a></p>	

○コスモエコパワー株式会社のホームページによる周知及び電子縦覧状況

## 「(仮称) 下北ウインドファーム事業に係る環境影響評価方法書」の公表及び縦覧について

2025.10.15 環境影響評価

「(仮称) 下北ウインドファーム事業に係る環境影響評価方法書」(以下、方法書)を、環境影響評価法に基づき公表します。

- 方法書は2025年10月15日（水）から2025年11月17日（月）の期間中は閲覧が可能です。
- 方法書に掲載される情報（文書、資料、画像等を含む）に関する著作権は、当社、原著作権者、またはその他の権利者に帰属しており、各の著作権法、各種条約及びその他の法律で保護されています。
- 個人の私的使用、その他著作権法によって認められる範囲を超えて、著作権者及びその他の権利者の許諾を得ることなく、これらの情報を使用（複製、改変、掲示、配布、サイトへの転載等を含む）することは、著作権法により禁止されており、事前に当社にご連絡の上、許諾を得ていただくようお願いいたします。

### 方法書の公表

表紙・目次

第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

第2章 対象事業の目的及び内容

第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況

03-01\_第3章\_対象事業実施区域及びその周囲の概況（自然的状況）

03-02\_第3章\_対象事業実施区域及びその周囲の概況（社会的状況）

第4章 計画段階配慮事項の調査、予測及び評価の結果

第5章 配慮書に対する経済産業大臣の意見及び事業者の見解

第6章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法

第7章 その他環境省令で定める事項

第8章 環境影響評価方法書を委託した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

資料編

### 資料編

要約書

### 方法書の縦覧

### 縦覧場所

- 東通村役場 企画課 青森県下北郡東通村大字砂子又字沢内5番地34
- むつ市役所 環境政策課 青森県むつ市中央1丁目8-1

## 縦覧期間

2025年10月15日（水）から2025年11月17日（月）

- ・東通村役場開庁時間 午前8時15分から午後5時00分まで（土・日曜日及び祝祭日を除く。）
- ・むつ市役所開庁時間 午前8時30分から午後5時15分まで（土・日曜日及び祝祭日を除く。）

## 方法書に対する意見書の提出について

方法書に対して環境の保全の見地からの意見をお持ちの方は、意見書を提出することができます。

方法書に対して環境の保全の見地からの意見をお持ちの方は、意見書を提出することができます。

ご意見は、以下の「意見書様式」に従い、2025年12月1日（月）までに縦覧場所に備付けの投函箱へ投函いただくか、下記郵送先への郵送（2025年12月1日（月）消印有効）もしくは、下記eメールアドレスへの送付（2025年12月1日（月）24:00迄）のいずれかの方法でお送りください。

意見書様式

（意見書様式は縦覧場所にも附置しています。）

## 方法書に係る説明会

下記日程、会場にて開催いたします。

**むつ市：**

むつ市中央公民館奥内分館

令和7年11月8日（土） 13時30分～15時30分

**東通村：**

東通村体育館 3階 研修室

令和7年11月16日（日） 13時～15時

## お問い合わせ先

コスモエコパワー株式会社 事業開発2部 開発5グループ（担当）新井

郵送先：東京都品川区大崎1-6-1 TOC大崎ビルディング

mail：[jigyo-kaihatsu@eco-power.co.jp](mailto:jigyo-kaihatsu@eco-power.co.jp)

電話：03-5487-8561

（受付時間：午前9時00分から午後5時30分まで〔土・日曜日及び祝祭日を除く。〕）

## ○自治体広報誌による周知状況

<p><b>「(仮称) 下北ウインドファーム事業 環境影響評価方法書」の縦覧について</b></p> <p>東通村において、コスモエコパワー株式会社が計画している風力発電事業に関して、環境影響評価の調査、予測及び評価の手法をとりまとめた「環境影響評価方法書」を以下のとおり縦覧し、説明会を開催いたします。</p> <p><b>縦覧書類</b></p> <p>(仮称) 下北ウインドファーム事業 環境影響評価方法書</p> <p><b>村内対象事業実施区域</b></p> <p>東通村大字蒲野沢、大字砂子又、大字猿ヶ森、大字小田野沢、大字田屋</p> <p><b>縦覧場所</b></p> <p>東通村役場2階 企画課（土、日及び祝日を除く開庁時）</p> <p><b>電子縦覧は下記のURLから</b></p> <p><a href="https://cosmo.eco-power.co.jp/news/assessment/">https://cosmo.eco-power.co.jp/news/assessment/</a></p> <p><b>縦覧期間</b> 10月15日(水)～11月17日(月)</p> <p><b>意見書受付終了日</b> 12月1日(月)</p> <p>※環境影響評価方法書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面に住所・氏名・意見（意見の理由を含む）をご記入のうえ、意見受付終了日までに、縦覧場所に備え付けの意見書箱にご投函頂くか、下記のお問い合わせ先へご郵送ください（当日消印有効）</p> <p><b>説明会の日時・場所</b></p> <p>11月16日(日) 13時～15時</p> <p><b>場所</b> 東通村体育館 3階 研修室</p> <p><b>«お問合せ先»</b></p> <p>コスモエコパワー株式会社 〒141-0032 東京都品川区大崎1-6-1 TOC大崎ビルディング (担当) 事業開発部2部開発5G 新井 ☎03-5487-8561</p>
---

広報ひがしどおり 2025年10月号(第723号)

<p>(仮称)下北ウインドファーム事業 環境影響評価方法書:むつ市および東通村周辺でコスモエコパワー(株)が計画している風力発電事業に関して、環境影響評価方法書を縦覧し、説明会を開催します。</p> <p>縦覧期間:10/15(水)～11/17(月)、意見受付:10/15(水)～12/1(月)、縦覧場所:むつ市役所環境政策課、住民説明会:11/8(土)13:30～15:30 (むつ市中央公民館奥内分館)、問:コスモエコパワー(株) 新井 (03-5487-8561)</p>
---

広報むつ 2025年11月号(第137号)

○自治体ウェブサイトによる周知状況

青森県のウェブサイト

## (仮称) 下北ウィンドファーム事業 (環境影響評価手続状況)

事業名	(仮称) 下北ウィンドファーム事業
事業者	コスモエコパワー株式会社
事業の種類	風力発電所（陸上）の設置
事業の規模	出力：最大200,000kW
対象事業実施区域	東通村及びむつ市
関係地域	東通村及びむつ市
配慮書	<p>公告：令和7年3月27日          縦覧：令和7年3月27日～令和7年4月28日          (縦覧場所) 東通村役場企画課、むつ市役所環境政策課          (電子縦覧) <a href="#">事業者のホームページはこちらです</a>          審査会意見：令和7年6月4日 (<a href="#">内容はこちらです</a>)          知事意見：令和7年6月24日 (<a href="#">内容はこちらです</a>)</p>
方法書	<p>公告：令和7年10月15日          縦覧：令和7年10月15日～令和7年11月17日          (縦覧場所) 東通村役場企画課、むつ市役所環境政策課          (電子縦覧) <a href="#">事業者のホームページはこちらです</a>          説明会の開催：          • 令和7年11月8日 むつ市中央公民館奥内分館          • 令和7年11月16日 東通村体育館 三階研修室          住民等意見の概要：          審査会意見：          知事意見：</p>
準備書	
評価書	
事後調査等報告書	

東通村のウェブサイト

## 「(仮称) 下北ウィンドファーム事業 環境影響評価方法書」の縦覧および説明会について

 印刷用ページ

最終更新日：2025年10月15日

東通村において、コスモエコパワー株式会社が計画している風力発電事業に関して、環境影響評価の調査、予測及び評価の手法をとりまとめた「環境影響評価方法書」を以下のとおり縦覧し、説明会を開催いたします。

### 縦覧書類

(仮称) 下北ウィンドファーム事業 環境影響評価方法書

### 対象事業実施区域

東通村 大字蒲野沢、大字砂子又、大字猿ヶ森、大字小田野沢、大字田屋地内

むつ市 大字奥内字二又、大字奥内字二又道、大字奥内字奥内、大字奥内字今泉地内

### 縦覧場所

東通村役場2階 企画課（土、日及び祝日を除く開庁時）

むつ市役所環境政策課（土、日及び祝日を除く開庁時）

電子縦覧は下記のURLから

<https://cosmo.eco-power.co.jp/news/assessment/>

### 縦覧期間

令和7年10月15日（水）～11月17日（月）

### 意見書受付終了日

令和7年12月1日（月）

※環境影響評価方法書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの

方は、書面に住所・氏名・意見（意見の理由を含む）をご記入のうえ、意見受付終了日までに、縦覧場所に備え付けの意見書箱にご投函頂くか、下記のお問い合わせ先へご郵送（当日消印有効）、もしくは下記メールアドレスへの送付（令和7年12月1日（月）24:00まで）のいずれかの方法でお送りください。

### **説明会の日時・場所**

#### **東通村**

日時：令和7年11月16日(日) 13時00分～15時00分

場所：東通村体育館 3階研修室（青森県下北郡東通村大字砂子又字沢内5番地34）

#### **むつ市**

日時：令和7年11月8日(日) 13時30分～15時30分

場所：むつ市中央公民館 奥内分館

### **お問合せ先**

コスモエコパワー株式会社

〒141-0032 東京都品川区大崎1-6-1 TOC大崎ビルディング

（担当）事業開発部2部 開発5グループ 新井

電話：03-5487-8561

MAIL：jigyo-kaihatsu@eco-power.co.jp

（受付時間：午前9時00分から午後5時30分まで ※土・日曜日及び祝祭日を除く。）

むつ市のウェブサイト

## 「(仮称) 下北ウィンドファーム事業」に係る環境影響評価方法書の縦覧について

むつ市奥内地区および東通村においてコスモエコパワー株式会社が計画している風力発電事業に関して、環境影響評価の調査、予測および評価の手法をとりまとめた「環境影響評価方法書」を以下の通り縦覧し、説明会を開催いたします。

### 縦覧書類

(仮称) 下北ウィンドファーム事業 環境影響評価方法書

### 対象事業実施区域

青森県むつ市大字奥内字二又、字二又道、字奥内、字今泉地内  
青森県下北郡東通村大字蒲野沢、大字砂子又、大字猿ヶ森、大字小田野沢、大字田屋

### 関係都道府県および関係市町村

青森県、むつ市、東通村

### 縦覧場所

- むつ市環境政策課
- 電子縦覧（下記リンク）  
<https://cosmo.eco-power.co.jp/news/assessment/>

### 縦覧期間

令和7年10月15日（水）から令和7年11月17日（月）まで  
(土曜日、日曜日、祝日を除く開庁時)

### 意見書の受付

環境影響評価方法書について、環境保全の見地からのご意見をお持ちの方は、備え付けの用紙に住所・氏名およびご意見（意見の理由を含む）をご記入のうえ、令和7年12月1日（月）までに縦覧場所に設置の意見書箱にご投函頂くか、下記問い合わせ先へ郵送（当日消印有効）、もしくは下記メールアドレスへの送付（令和7年12月1日（月）24時00分まで）のいずれかの方法でお送りください。

### 説明会

令和7年11月8日（土） 13時30分から15時30分まで  
むつ市中央公民館奥内分館

### 問い合わせ先

コスモエコパワー株式会社  
〒141-0032  
東京都品川区大崎1-6-1 TOC大崎ビルディング  
事業開発部2部 開発5グループ 新井  
TEL: (03) 5487-8561  
mail:jigyo-kaihatsu@eco-power.co.jp  
(土曜日、日曜日、祝日を除く9時00分から17時30分まで)

○ご意見記入用紙

## 『(仮称) 下北ウィンドファーム事業に係る環境影響評価方法書』に対する意見書

環境保全の見地からのご意見をお持ちの方は、住所、氏名、ご意見（意見の理由を含む）をご記入の上、2025年12月1日（月）までに、縦覧場所に備付けの意見書投函箱へご投函（縦覧場所の開庁時間のみ）いただかずか、郵送先へ郵送（当日消印有効）にてご提出お願い致します。

なお、頂きましたご意見は、個人を特定できる形式で公開されることはございません。また、本意見書にご記載いただきました個人情報は適切にお取扱い致します。

郵送先：〒141-0032 東京都品川区大崎1-6-1 T.O.C大崎ビルディング  
コスモエコパワー株式会社 事業開発部 (担当：新井、関口)

ご芳名（団体名）

### ご住所

## ご意見とその理由